

第33回 びわこ国体記念ホースショー (障害馬術)

実施要項

＜カテゴリー★＞

主催 水口乗馬クラブ

公認 日本馬術連盟

開催日 令和6年3月30日(土)～31日(日)

競技種目および基準

3月30日(土)

第1競技	小障害飛越競技B	H90 W100	F.E.I 238.2.1
第2競技	小障害飛越競技A	H100 W90	F.E.I 238.2.1
第3競技	ジムカーナ競技		F.E.I 238.2.1
第4競技	低障害飛越競技B	H60 W60	F.E.I 238.2.1
第5競技	低障害飛越競技A	H70 W70	F.E.I 238.2.1
第6競技	小障害飛越競技C	H80 W80	F.E.I 238.2.1
第7競技	中障害飛越競技D	H110 W110	F.E.I 238.2.1 (公認)
OP競技	中障害飛越競技D	H110 W110	F.E.I 238.2.1
第8競技	中障害飛越競技C	H120 W120	F.E.I 238.2.1 (公認)
OP競技	中障害飛越競技C	H120 W120	F.E.I 238.2.1
第9競技	中障害飛越競技B	H130 W130	F.E.I 238.2.1 (公認)

3月31日(日)

第10競技	小障害飛越競技A	H100 W100	F.E.I 238.2.1
第11競技	中障害飛越競技D	H110 W110	F.E.I 238.2.2 (公認)
OP競技	中障害飛越競技D	H110 W110	F.E.I 238.2.1
第12競技	中障害飛越競技C	H120 W120	F.E.I 238.2.2 (公認)
OP競技	中障害飛越競技C	H120 W120	F.E.I 238.2.1
第13競技	中障害飛越競技B	H130 W130	F.E.I 238.2.2 (公認)
第14競技	ジムカーナ競技		F.E.I 238.2.1
第15競技	クロスバー飛越競技		F.E.I 238.2.1
第16競技	低障害飛越競技A	H70 W70	F.E.I 238.2.1
第17競技	小障害飛越競技C	H80 W80	F.E.I 238.2.1
第18競技	小障害飛越競技B	H90 W90	F.E.I 238.2.1

- ・第15競技クロスバーでは、小学生以下はジュニアクロス競技として別に表彰します
- ・第3・4競技と第14・15競技では、援助が必要な場合、指導員が場内に入ることを許可します。

1、参加条件及び参加制限

- ・ 自馬を携行する乗馬家で何らかの傷害保険に加入していることとします。
- ・ ポイント対象、全日本Jr実績競技に参加の選手は、日馬連会員であり、B級、又はA級の騎乗者資格を持っていること。
- ・ 公認種目参加馬は、日馬連登録馬であり、且ついずれかのクラスのグレード宣言を完了していること。
- ・ ジムカーナ、クロスバー、低障害競技は、指導員はオープン参加とする。
- ・ ジムカーナ、クロスバー、低障害競技Bは、指導員の場内入場を認めます。

2、競技参加条件

- ・ 公認競技は一馬一回限りの出場とする。

3、審判規程

- ・ 日本馬術連盟競技会規程（最新版）を適用し、一部ローカルルールを用いる。

4、褒賞

- ・ 各競技6位まで入賞とする。
- ・ 6位までにリボンをおくる。
- ・ 3位までに賞品をおくる。（各競技優勝者には近江牛がございます）

5、申し込み

- ・ 締め切り 令和6年3月18日（月）必着
- ・ 外来厩舎約70頭先着順にて締め切ります。
- ・ 所定の用紙に記入のこと。
- ・ 申込先 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6382

水口乗馬クラブ内 馬術大会実行委員会

TEL：0748-62-9568 FAX：0748-62-1366

E-mail:reminakuchi@gmail.com

※エントリー用紙は、水口乗馬クラブもしくは日本馬術連盟のホームページからダウンロードできます。

※馬場競技にもご参加の場合、別紙馬場競技のエントリー用紙にご記入お願いいたします。

6、参加料

①参加馬登録料		一頭	10,000円
(馬場競技出場馬で、障害競技は入厩のみの馬匹も必要です)			
②出場料	公認障害競技	一鞍	10,000円
	クロスバー競技	一鞍	5,000円
	その他障害競技	一鞍	8,000円

③変更料、追加料 2,000円

※人馬いずれか一方の変更のみ認める。但し、他の競技への変更は認めない。

※申し込みと同時に納入のこと。既納の参加料は返却しない。

④参加料振込先

滋賀銀行 水口支店 普通 NO, 0520804 (株) 水ロススポーツセンター

7、入厩および退厩

① 入厩について

- ・ 3月30日から31日とする。(前日までの入厩はお問合せください)
- ・ 馬場競技にもご参加の馬匹は、別途馬場競技エントリー用紙にご記入ください。
- ・ 参加するすべての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種は、初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2ヵ月以内に2回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種(2回目)から7ヵ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

【2024年1月1日以降】2回の基礎接種の間隔は21日以上60日以内、最初の補強接種は2回目の基礎接種から6ヵ月+21日以内とする。

【経過措置】1. 2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬について ① 2回の基礎接種の間隔は、2週間以上2ヵ月以内であれば可とする。② 基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。

2. 2024年1月1日以前に基礎接種を完了している馬について ① 2回の基礎接種の間隔は、21日以上・2ヵ月以内であれば可とする。② 基礎接種の後の最初の補強接種は7ヵ月以内であれば可とする。

3. その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。(2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する6ヵ月+21日以内に補強接種または基礎接種(2回目)を受けていなければならない。(3) 競技場へ入厩する前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。(4) 輸入馬は、輸入後に基礎接種から始めることが望ましい。獣医師が下記例文の文言を用いて輸入前の接種歴を証明し、接

種歴のコピーが添付されている場合は接種歴として認める。

② 退厩について

- ・ 馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料を所定の場所に投棄し、その他のゴミは各自で持ち帰ること。
- 敷き料の準備はするが、馬糧の斡旋、支給はしない。

8、服装および馬装

- ・ 日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することを義務づける

9、打合会を行わない。

10、その他

- ① 選手、HMの宿舎の斡旋はできません。各自手配して下さい。
- ② 馬の事故に対しては応急処置はするも、その責は負わない。